



デザインやあがり具合を競う

第九回たこあげ大会

町子ども会育成連絡協議会主催の第九回たこあげ大会が二月七日午後、干拓地で行われました。

参加者は年々ふえる傾向で、ことしは子どもだけ、あるいは親子連れなど約百人が参加、個人・団別にデザインとあがり具合を競いました。

いちばん大きいのは、たたみ二畳敷きぐらいのもあり、イヌを描いたデザインのももめだち、「あがった あがった」「わたしのもよ」などとはしゃいでいました。(写真はたこあげを楽しむ参加者)

非課税貯蓄は「グリーンカード」で

昭和五十九年一月から実施

昭和五十九年から、郵便貯金や少額預金のマル優など非課税貯蓄をする場合には「グリーンカード」(少額貯蓄等利用者カード)を金融機関等の窓口に表示し、その確認を受けることとなります。ですから、「グリーンカード制度」は貯蓄を心掛ける人はぜひ知っておく必要があります。

「グリーンカード制度」は、利子や配当所得などに対する現行の源泉分離選択課税制度(利子や配当について三五%の源泉徴収を受ければ、税務署に申告しなくてもよいという制度)を改め、利子や配当所得などをほかの所得と総合して課税することに伴って設けられたもの。

この利子や配当所得などの総合課税を適正に行うために、グリーンカードを使って、郵便貯金を含めた非課税貯蓄について貯蓄者本人の確認と非課税貯蓄限度額の適正な管理をしていくというものです。

「グリーンカード制度」のあらましはつぎのとおりです。
▼「グリーンカード」が必要なのは？
利子が非課税となる郵便貯金やマル優、特別マル優の非課税貯蓄をする場合です。

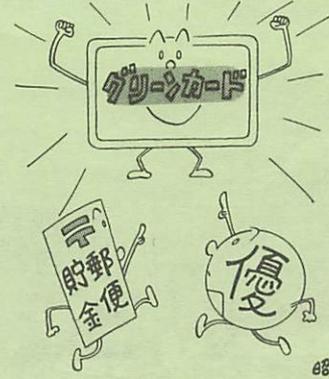
実際に預け入れるときに、カードを金融機関等の窓口に出して非課税限度額の確認を受けなければなりません。(非課税限度額は、それぞれ三百

万円です。)

▼マル優を利用しない預金(課税貯蓄)の場合は？
利子や株式の配当が源泉徴収の対象となるのはこれまでどおりですが、本人であることの確認資料として住民票の写しや運転免許証の写しなどを金融機関等の窓口へ提出する必要があります。

▼「グリーンカード」の交付を受けるには？
五十八年一月から、銀行などの金融機関や郵便局の窓口、税務署でも交付を受けるための申請ができます。申請には印鑑と住民票の写しが必要。カードは郵便貯金やマル優特別マル優を通じて一人一枚しか発行されません。カードの交付申請も一度しかできませんからご注意ください。

▼「グリーンカード制度」が実施されるのは？
五十九年一月一日から全面的に実施されます。ただし、カードの交付は五十八年一月から始まりますので、五十八年中にカードの交付を受けた



▼現行の非課税貯蓄と「グリーンカード」との関係は？
五十八年十二月三十一日までは、現行どおり非課税貯蓄申告書を出して、非課税貯蓄をすることができました。また、現行の制度による非課税貯蓄は、五十九年十二月三十一日までは非課税の取扱いが受けられますが、そのままにしておくと六十年一月一日からは課税扱いとなってしまう。

継続して非課税貯蓄とするためには、五十九年末までにカードによる非課税貯蓄に移し替える必要はありません。

交通安全に一役

農協がカーブミラーなど寄贈

このほど、阿知須農協からカーブミラー四基とガードレール十二メートル、小学校設置用傘百本が町に寄贈されました。



これは、農協共済の「自動車賠償保険」の余剰金として配分されたもので、役場近くの県道等に早速取り付けられ、交通安全に一役かかっています。(写真は設置されたカーブミラー)

近郷卓球大会の結果

一月三十一日阿知須中体育館で開かれた第三回近郷卓球大会(町体育協会主催)には二十八チーム(男子十九チーム、女子九チーム)が参加、熱戦を展開しました。結果はつぎのとおり
▽男子 ①宇部高専A ②中国電力 ③宇部卓球会、阿知須卓球クラブA
▽女子 ①山口大学医学部A ②宇部MTC

「言いたい聞きたい」
町民相談係は
有線 二二一六番
局線 四一一一番
(内線 四四番)

「テレビの調子がおかしくなった」、「洗濯機が回らなくなった」というようなとき、いちばん望まれるのが、安心して修理を頼める小売店です。それもスピーディーに親切に直してもらえば一番良いわけです。そればかりか、その店の信用も上がります。

ところで、最近、新しい技術の開発とともに新型・新種の家庭製品が増え、その機種も複雑・高度なものになってきています。そのため、小売店などでは、一層高度な修理技術が必要になってきています。

このような「技術サービス時代」にふさわしい知識と技術を身につけた修理技術者を養成するために発足したのが「家庭用電子・電気機器修理技術者試験制度」で、通商産業大臣の認定

を受けています。

この試験に合格した人は、「家庭用電子機器修理技術者」または「家庭用電気機器修理技術者」の資格が与えられ、修理技術者証が交付されます。受験資格は①満十七歳以上であって、家庭製品の修理に二年以上の実務経験がある②高校と

同等以上、またはこれに準ずる学校の電気もしくは電子に関する学科の所定の課程を修了、または修了見込みの者のいずれか。試験は筆記試験で、基礎学理と修理技術の二科目。受験料が五千円あります。試験は三月と九月の二回行われます。

家庭用電子・電気機器修理技術者試験

なお、この資格の有効期間は五年間ですが、希望により資格期間を更新することができます。更新を希望する人は有効期間の終わる一年以内に講習を受けることが義務づけられています。



退職金と税金

サラリーマンにとって退職金は、長い間の勤労に対する報酬であり、同時に、老後の生活を支える大切な財源となるものです。

税金面でも、その点が考慮され、他の所得よりずっと軽い負担です。それでは、退職をした場合どのような計算をするのかみてみましょう。

《計算早わかり》

勤続35年の人が1,600万円の退職金をもらった場合



勤続年数が20年までは1年につき25万円、20年を超える部分は1年につき50万円で計算します。

勤続年数	退職所得控除額
5年	125万円
10年	250万円
20年	500万円
25年	750万円
30年	1,000万円
35年	1,250万円

所得税20万9千円
住民税11万2千5百円

退職金のうち課税所得となるのは、退職金から退職所得控除額を差し引いた残額を、さらに二分の一にした額です。この課税所得に所得税の税率、住民税の税率をかけたものが所得税額、住民税額となります。

退職所得控除は、退職した人の勤続年数(一年未満の端数があるときは切り上げ)に応じて計算します。

計算方法はつぎのとおり。
①勤続年数が二十年以下のとき
25万円 × 勤続年数

ただし、この額が五十万円未満のときは五十万円。
②勤続年数が二十年を超えてい

る場合
500万円 + 50万円 × (勤続年数 - 20年)

なお、退職者が在職中にケガなどにより障害者となり、それが直接の原因で退職したときは①または②の額に百万円を加算した額が退職所得控除になります。

税額の計算式はつぎのとおり。
①(退職金 - 退職所得控除) × 所得税の税率 - 住民税額
②退職金の課税所得 × 所得税の税率 - 住民税額

春の火災予防運動

二月二十八日から三月十三日まで

冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、一年のうちでも火災発生が最も多い季節です。

二月二十八日から三月十三日までは春の全国火災予防運動。本町での五十六年度一月末現在の火災発生件数は四件(家屋三件・死者一人)となっています。

五十五年の統計では全国で一時間に七件の割合で火災が発生していますが、これを出火原因別にみると、たばこ、火あそび、たき火の順で多く、ストーブは七番目です。しかし、わたしたちの財産を灰にしてしまう効率という点では、ストーブは他を圧倒しています。

これは、ストーブが家財道具の集中した部屋で使われるためともいえますが、最大の原因は火災が起った場合の炎が大きく、初期消火が難しいという点にあります。

ストーブはわたしたちにぬくもりを与えると同時に、財産や生命を奪うこととなる危険性も秘めています。家や家財道具ならあきらめもつきませんが、命を燃やされてはたまりません。ストーブの取扱いは注意しましょう。

ストーブの取扱いで注意することは①取扱上の注意事項など、説明書をよく読む②周囲は常に整とんし、燃えやすいものは置かない③部屋の出入口や通

山火事にも気をつけよう

二月二十八日から三月六日まで

これは全国山火事予防運動が展開されます。

この時期は、空気が乾燥し落葉や枯草が燃えやすいということもありませんが、出火原因をみると、たばこやマッチなどの投げ捨て、たき火の火の不始末といった、ちょっとした不注意によるものがほとんどです。

山火事は建築物などのように短期間に修復できるというものではありません。植林が始まる長い年月と多くの資金・労力が改めて必要となります。また、山火事によって損なわれた景観は、すぐには元に戻すことは不可能です。

をそばで使わない⑥火のついたまま持ち運ばない⑦外出するとき、寝るときは必ず火を消す、などです。



わたしたちの暮らしに欠かせない貴重な森林を山火事から守るために、山で働く人や行楽で山に出掛ける人はつぎのことに十分気をつけましょう。

- ①たき火をしたときは、後始末を完全にします。
- ②たばこの吸殻は必ず消す。
- ③車からたばこの吸殻を投げ捨てない。
- ④強風または乾燥時および枯草などのある場所では、マッチを使ったり、たき火をしない。
- ⑤子どもに火遊びをさせないよう注意する。
- ⑥火入れをするときは必ず許可を受ける。

祝電は配達日指定電報で

三日前までは割安

春は結婚式や卒業・入学でお祝いの電報がよく利用されます。しかし、日によっては短時間のうちに電報電話局に依頼が集中し、希望の時刻までに相手に届かないことも懸念されます。

そこで、宇部電報電話局では

「お祝い電報は配達日の十日前から利用できる配達日指定電報を」と勧めています。しかも、このお祝い電報は三日前までに打つと百五十円割引きとなっています。

例えば、電文が二十五字の場合料金は四百五十円ですが、三日前までに打つと三百円です。電報等についての問合せは、宇部電報電話局(宇部②二一〇)へどうぞ。

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頸部損傷(いわゆる「打ち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を越えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。



この欄はこれまでの回覧板に代るものです。お見逃しのないよう、よくご覧下さい。

町交通災害共済会員募集

加入は家族そろって

町では昭和五十七年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。
加入資格は町内に住民登録または外国人登録をしている人。
しかも、この制度は県下の町村(新南陽市を含む)のどこへ転出しても、資格はそのままで、対象となる交通事故災害は、ケガの程度(治療日数)により、

七千円から二十三万円までの範囲で見舞金が受けられます。また、不幸にして死亡した場合は遺族に百万円が支払われます。
掛金は年一人五百円、ただし、中学生以下の子どもと七十歳以上の老人は一人三百円です。
なお、五十六年度分は三月三十一日で期限が切れます。一月末現在加入者数は四千六百八十八人(加入率五・八%)、見舞金の支払額は昨年四月以降百二十二万二千円。該当者は死亡一人、負傷八人です。本町ではもう一人交通事故の死者がありました。この人はこの交通共済に入っておられませんでした。

町内囲碁大会

三月十四日

町公民館では三月十四日(日)午前九時から町公民館二階で第二十九回町内親睦囲碁大会を開きます。競技方法はつぎのとおり。
(A)・B二組に分け、二級以上はA組、三級以下はB組
(イ)勝負は五面打ち
(ロ)持碁の時は、白半目勝ち。十五目以上は中押し
(ハ)組合せは抽選。ただし、二回戦からは主催者が決定
(ニ)互先は五目半込み
(ホ)総合得点で同順位、同目数は決定戦

(イ)A組とB組の優勝者で総合優勝を決定
参加者は昼食代五百円を添えて三月六日(土)までに町公民館へ申込みください。申込厳守。
グループを紹介します
町公民館で原稿募集

催しもの

- 26日 麻しん接種(開業時間内、佐藤医院)
- 3月2日 乳幼児衛生教育(後一時)
- 25日 盆裁教室(後一時半)
- 26日 洋裁教室(前九時半)

職業訓練生を募集

小野田技能開発センターでは自己の都合等で離職した人々が新しい職業につくために必要な技能を身につけ、再就職し易いようにと、職業訓練を行っていますが、四月からの入所生を募集しています。
入所資格は離職者で、訓練期間は一年。
四月期の訓練職種と人員はつぎのとおり。
溶接科 十五人、電気工事科 二十人、配管科 二十五人、自動車整備科 二十人、プロック建築科 二十五人、塗装科 二十人
入所希望者は三月十五日(月)までに公共職業安定所備えつけの願書、調書および健康診断書を安定所に提出のこと。受講料は無料。
詳しくは、小野田技能開発センター(小野田市大字西高泊一六二一)・電話小野田③三三四三)か宇部公共職業安定所(電話宇部①〇一六四)・山口公共職業安定所(電話山口②〇〇四三)へお問い合わせのこと。

県総合庁舎移転

来月下旬から業務山口県の出先機関となる山口総合庁舎は山口市神田町六番十号・国道九号バイパス沿いに新築中ですが、近く完成、来月下旬に移転します。
これに入るの山口県税事務所、中部社会福祉事務所、山口農業改良普及所、山口土木事務所、山口土地改良事務所の五つ。いずれも阿知須町が所轄となること。現在はいずれも山口市後河原松栢・山口県立図書館のそばの建物に分散しています。

県立博物館の催しもの

県立山口博物館では、近世防長の文化人(II)周防の文化人」展を開催中です。
この展覧会では、山口県の文化の基礎を造った江戸時代の代表的文化人のうち、周防地域で活躍した三十一人の先人をその遺墨を集めて紹介しています。
会期は四月十一日(日)まで(月曜・祝日は休館)
また、館内の理工展示室には電話コーナーが新設されました。このコーナーでは、将来実用化されると思われる最新の電気通信システムを見学者自らの手で操作しながら学習できるように展示してあります。展示品は電話のつながる仕組み、テレコントロール、ミニファックス、電話

引越しシーズン

春は転勤、就職、入学などで引越しする人が年間で一はんどいときです。家財道具、その他荷物も動きもはげしく、当人にとっては荷造り、運賃など気になることも多いようです。
これに合わせて、国鉄では「引越し相談所」を設けて、利用者の相談に応じています。
本町の近くでは宇部新川駅内の宇部地区貨物営業センター(電話宇部②八五五)か宇部駅貨物取扱所(宇部④六八六一)が相談所になっていますが、阿知須駅でも相談できます。気軽に問合せしてほしいのことです。

職業訓練生を募集

小野田技能開発センターでは自己の都合等で離職した人々が新しい職業につくために必要な技能を身につけ、再就職し易いようにと、職業訓練を行っていますが、四月からの入所生を募集しています。
入所資格は離職者で、訓練期間は一年。
四月期の訓練職種と人員はつぎのとおり。
溶接科 十五人、電気工事科 二十人、配管科 二十五人、自動車整備科 二十人、プロック建築科 二十五人、塗装科 二十人
入所希望者は三月十五日(月)までに公共職業安定所備えつけの願書、調書および健康診断書を安定所に提出のこと。受講料は無料。
詳しくは、小野田技能開発センター(小野田市大字西高泊一六二一)・電話小野田③三三四三)か宇部公共職業安定所(電話宇部①〇一六四)・山口公共職業安定所(電話山口②〇〇四三)へお問い合わせのこと。